

ご遺族の方へ

おくやみ手続き案内

このたびは、大切な方のご逝去に、謹んでお悔やみ申し上げます。

今後の申請や届け出に関する主な手続きをまとめましたので、ご活用ください。

後日、横瀬町役場へお越しいただく際、まず、町民課窓口にお立ち寄りいただければ各担当へご案内いたします。（各手続きの詳細は担当課へお問い合わせください。）

横瀬町役場町民課 0494-25-0115

開庁時間：平日 午前8時30分～午後5時15分

～横瀬町手続きガイドも参考にしてください～

<https://ttzk.graffer.jp/town-yokoze/death>



役場での手続き

分類	亡くなった方の確認	チェック 要 否		手続き	必要なもの	お問い合わせ先
保 険	後期高齢者医療に加入している	☐	☐	葬祭費支給申請 資格確認書等の返還	☐ 資格確認書（被保険者証） ☐ 会葬礼状、領収書等（葬祭執行者を確認できるもの） ☐ 葬祭執行者の振込先を確認できる通帳等	町民課 1階1番窓口 25-0115
	国民健康保険に加入している	☐	☐			
年 金	国民年金もしくは厚生年金を受給している（生計同一のある親族）	☐	☐	未支給年金の請求 （遺族厚生年金等の手続きは年金事務所）	☐ 請求する方のマイナンバーが確認できる書類 ※ ☐ 請求する方の通帳等、振込先を確認できるもの	
	国民年金に加入している（生計同一のある親族）	☐	☐	遺族基礎年金の請求 寡婦年金の請求 死亡一時金の請求	☐ 年金証書（受給者） ☐ 基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類（加入者）	
住 民	印鑑登録証を持っている	☐	☐	印鑑登録証の返還または破棄	☐ 印鑑登録証	
	マイナンバーカードを持っている	☐	☐	死亡手続きに個人番号が必要な場合がありますので、手続き完了後に返納してください。		
高 齢 者 等	介護保険証を持っている	☐	☐	被保険者証等の返還 資格喪失届の提出	☐ 介護保険被保険者証 ☐ 介護保険負担割合証(認定者のみ) ☐ 介護保険各種減額認定証(認定者のみ)	福祉介護課 1階3番窓口 25-0116
	緊急通報システムが設置されている	☐	☐	機器の返還 利用異動届出書の提出	☐ 印鑑	
	配食サービスを受けている	☐	☐	資格喪失届出書の提出	☐ 印鑑	
	紙おむつの支給を受けている	☐	☐	資格喪失届出書の提出		
	家族介護者支援手当を受給している	☐	☐	異動届の提出	☐ 印鑑	
福 祉	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている	☐	☐	手帳の返還	☐ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳	
	特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当（経過的措置）・在宅重度心身障害者手当を受給している	☐	☐	資格喪失届の提出	☐ 印鑑 ☐ 相続人名義の通帳	
	重度医療費を受給している	☐	☐	資格喪失届の提出	☐ 印鑑 ☐ 重度心身障害者医療費受給者証 ☐ 相続人の口座情報が分かるもの	
	障害福祉サービスを利用している	☐	☐	受給者証の返還	☐ 福祉サービス受給者証 ※	
	生活サポートを利用している	☐	☐	利用者票の返還	☐ 生活サポート事業利用者票 ※	
	福祉タクシー利用券を利用している	☐	☐	利用券の返還	☐ 福祉タクシー利用券	
税 金	横瀬町へ納税義務がある	☐	☐	相続人代表者指定届 被相続人の町税は、相続人に申告納税義務が承継されます。	☐ 相続人の印鑑	税務会計課 1階4番窓口 25-0113
	未登記家屋を持っている	☐	☐	未登記家屋の名義変更	※	
	軽自動車税の納税義務者である 【原付自動車・小型特殊自動車・ミニカー】	☐	☐	軽自動車の名義変更・廃車 ○125ccを超えるバイク及び四輪の軽自動車について最終頁をご覧ください。	☐ 相続人の印鑑 ☐ 相続人の本人確認書類 ☐ 前名義人の標識交付証明書 [廃車手続きの場合] ☐ 標識	
	町税を口座振替で納税している	☐	☐	口座振替の廃止	☐ 相続人の印鑑	

分類	亡くなった方の確認	チェック 要 済		手続き	必要なもの	お問い合わせ先
こども	児童手当の受給者または支給対象児童である	☐	☐	児童手当の消滅または額改定（減額） 未支払い手当請求 新受給者認定請求	☐ 新受給者および児童の口座情報が分かるもの ☐ 新受給者のマイナンバーを確認できる書類 ☐ 届出人の本人確認書類	健康子育て課 1階2番窓口 25-0110
	こども医療費の受給資格者である	☐	☐	こども医療費受給資格証の返還 新受給資格者の申請	☐ 印鑑 ☐ こども医療費受給資格証 ☐ 対象のこどもの健康保険証 ☐ 新受給資格者の口座情報が分かるもの	
	こども医療費またはひとり親家庭等医療費の対象者である	☐	☐	資格の消滅 受給資格証の返還	☐ 受給資格証 未申請の医療費の請求についてはご相談ください	
	(特別)児童扶養手当の受給者である	☐	☐	(特別)児童扶養手当の消滅 未支払手当請求	☐ 支給対象児童の口座情報が分かるもの ☐ (特別)児童扶養手当証書(全部停止者を除く)	
	(特別)児童扶養手当の支給対象児童である	☐	☐	(特別)児童扶養手当の消滅 または、額改定（減額）	☐ (特別)児童扶養手当証書(全部停止者を除く)	
	(特別)児童扶養手当受給者と同居している	☐	☐	※		
	20歳未満のこどもを監護していて、ひとり親家庭となった方	☐	☐	児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費が該当になる場合があります ※		
	保育所等に入所している児童の家族または世帯員である	☐	☐	世帯構成の変更等※	☐ 印鑑	
農地	農地を所有している	☐	☐	農地法第3条の3の規定に基づく届出 ○相続等により農地の権利を取得した日から 10ヶ月以内 にお手続きください。	☐ 印鑑 ☐ 権利を取得したことが分かる書類の写し	振興課 1階5番窓口 25-0114
山林	森林を所有している	☐	☐	森林法第10条の7の2第1項の規定に基づく届出 ○所有者となった日から 90日以内 にお手続きください。	☐ 印鑑 ☐ 当該土地の位置を示す地図 ☐ 当該土地の登記事項証明書その他届出の原因を証明する書面	
犬	犬の飼い主である	☐	☐	所有者の変更		
墓地	寺院・霊園以外の墓地を管理している	☐	☐	管理者の変更	※	
浄化槽	町が設置した合併処理浄化槽の使用者登録をしている	☐	☐	使用者の変更 使用料振替口座の変更 [使用しなくなる場合] 使用休・廃止許可願の提出	※	建設課 2階9番窓口 25-0117
	単独浄化槽または個人で設置した合併浄化槽を所有している	☐	☐	浄化槽管理者の変更 [使用しなくなる場合] 使用休・廃止届の提出		
その他	文化財を所有・管理している	☐	☐	所有者・管理者の変更	☐ 印鑑 ☐ 指定書のコピー（写し）	教育委員会 2階6番窓口 25-0118
	防災行政無線戸別受信機が設置されており、今後使用しない	☐	☐	戸別受信機の返還 (付属機器含む。)	☐ 防災行政無線戸別受信機 (付属機器含む。)	総務課 2階7番窓口 25-0111
	相続・登記等のご相談	横瀬町では町民の方を対象とした無料相談を実施しています。 相続・登記のご相談がある方はご利用ください。 ・法律相談（偶数月第3木曜日 13時～16時 ※予約制） ・登記相談（奇数月第3木曜日 13時～15時）				

※ 状況によって手続き内容や必要なものが異なります。詳しくは各担当課へお問い合わせください。

役場以外での手続き

手続き	内容等	お問い合わせ先
遺族厚生年金・未支給年金等の請求	年金の加入状況等により手続き先が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。年金事務所での相談・手続きの際は、ご予約をお願いします。	請求者住所地管轄の年金事務所 秩父年金事務所 0494-27-6560
有効期限内のパスポートを持っている	パスポートの返納 □パスポート □死亡の事実を確認できる書類 □届出人の本人確認書類	秩父地域パスポートセンター 秩父市役所 1 階 市民課内 0494-22-2211
水道所有者・使用者に変更がある	給水装置所有者 使用者変更届	秩父市町村圏組合 水道局お客様センター 0494-25-5221
所得税・相続税の申告	死亡した年の収入の申告が必要な場合があります。 資産を相続した場合は、相続税の申告が必要になる場合があります。 手続きの期限や申告の要否等、詳しくは税務署にお問い合わせください。	秩父税務署 0494-22-4433
不動産を相続した	不動産の所有権移転登記の申請 申請書様式は、法務局ホームページに掲載されています。相続登記などの登記相談は予約制にて各登記所で実施しています。	不動産を管轄する法務局 さいたま地方法務局 秩父支局 0494-22-0827
車両の名義変更、廃車、納税通知書の送付先変更の届出等	軽自動車	軽自動車検査協会 埼玉事務所熊谷支所 050-3816-3112
	普通自動車、125ccを超える二輪車	関東運輸局埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所 050-5540-2027

本人確認書類について

以下のものをお持ちください。

- ・写真付きのもの(1点で可)：運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳など
- ・写真付きでないもの(2点以上)：資格確認書等、介護保険証、年金手帳など

亡くなられた方の戸（除）籍謄本等の発行について

死亡届をご提出されてから、死亡の記載をした戸籍が出来るまで1週間ほどかかります。届け出が本籍地でない場合は、さらに日数を要します。戸籍の記載には時間を要するため、ご理解くださいますようお願いいたします。

MEMO